

令和2年



とまり

議会だより



ホタテ稚貝入替作業 ～ 泊ホタテ養殖部会 ～

No.176

令和2年6月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 宇留間文宣

〒045-0202
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7
TEL 0135-75-3451

令和
2年

第1回定例会

会期 3月10日～13日

令和2年度各会計予算を議決
6会計の予算総額 48億7,792万6千円

令和2年度 各会計予算額

会計名	予算額	前年度対比
一般会計	40億55,000千円	5.3%減
国民健康保険特別会計	44,140千円	0.7%増
簡易水道事業特別会計	3億14,992千円	27.7%減
集落排水事業特別会計	60,996千円	25.2%増
公共下水道事業特別会計	3億71,355千円	0.6%増
後期高齢者医療特別会計	31,443千円	9.5%増
合計	48億77,926千円	6.3%減

令和2年第1回泊村議会定例会は、去る3月6日に招集され、高橋村長の所信表明の後、会期を16日までの7日間と決め、議長の諸般の報告、村長からの令和元年第4回定例会以降の行政報告、教育長からの教育行政報告が行われました。

その後、人事案件2件・議案2件を審議採決、その他の議案9件と令和2年度新年度予算6件の提案理由の説明を受け、全員構成による予算特別委員会を設置し、内容審査を付託後、延会としました。

11日は、議案等調査のため休会とし、12日に再開し、一般質問が行われ、引き続き、新年度予算を除く議案9件を審議採決しました。

13日は、予算特別委員会を開催し、付託された令和2年度新年度予算6件について慎重審議の結果、いずれも「可決」するものと決定し、予算特別委員会を閉会しました。

予算特別委員会終了後、本会議を再開し、予算特別委員会での審査内容について委員長報告の後、新年度予算6件及び「民族共生の未来を切り開く決議」を原案どおりに可決し、会期を3日残し、閉会しました。

行政報告

高橋村長

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、現在、政府の基本方針等に基づき、各自自治体は勿論、国民レベルでの取組みにより拡大防止が図られております。

しかしながら、国内の感染者数は日々増加しており、未だ収束が見通せない状況にあります。

特に、北海道は他県より感染者が多数発生していることから、2月28日に緊急事態宣言をし、道民に週末の外出を控えることを求めるなど、感染拡大に積極的に努めています。

村におきましても、感染拡大防止と早期の収束により、村民の皆様の大切な命と健康を守るため、政府や北海道の要請等に応じ、様々な対策を村の実情に合わせた形で講じております。

ここでは、対策の概要についてご説明させていただきます。

まず、小中学生への対応でございます。

小中学校については、2月26日に北海道教育長から、翌27日から3月4日までを臨時休校にするよう要請がありました。これを受け、役場で課長会議を開催し、懸案事項等を整理・検討した上で臨時休校を決定し、同日中に学

校を通じ保護者へこれを通知致しました。

更に、28日、道教育長から臨時休校を春休み前日まで延長するよう要請がありましたので、これも同様にして延長を決定し、翌29日に学校を通じて保護者へ通知しました。

また、臨時休校の動きに併せ、学童クラブを3月2日に再開し、保護者・児童への対応と致しました。

これについては、これまでの申込者に加え、新たに利用希望を募り、施設のアルコール消毒など感染防止対策をとつた上で、児童を受け入れているところです。

分散发校については、昨日の知事の会見を受けて、11日からの実施を村として決定し、本日中に学校を通じ保護者へこれを通知致します。

次に、園児への対応です。

保育所は、学童クラブと同様に、保護者の労働などで家庭での保育が十分行き届かない乳幼児を受け入れることを目的としているから、通常どおり運営をしております。

ただし、受け入れにあたっては、保育所内の消毒徹底や朝晩の検温を保護者にお願ひするなど、感染防止対策に努めているところです。

そのほか、村内各所でのポスター掲示やパンフレット設置、村内有線放送、村ホームページ、UHBデータ放送などを活用し、手洗いや咳エチケットなど感染防止方法や感染が疑われる場合

の相談先などを村民に広く周知することで、感染拡大防止対策としております。

次に、村内公共施設についてであります。

村の公共施設については、国や北海道からの閉館要請はないものの、北海道が感染予防対策上、道有施設の一部を3月16日まで休館するとの通知が村にあつたことから、公民館・アイスセンターは、課長会議にて、懸案事項等を整理・検討した上で、3月5日から緊急事態宣言の対象期限である19日まで閉館と致しました。

各地域の集会所については、使用前・使用後における消毒の徹底を各地域会にお願ひした上で、使用を認めているところです。

このほかにも、温泉バスの運休や商工会を通じて、直接お客と接する商店等に消毒用アルコールを配布するなど村独自の感染防止対策にも努めております。

特に、75歳以上の独り暮らしの方には、保健師等の職員が電話や訪問をし、健康状態や生活上お困りごとを確認するなど丁寧な対応も行っているところです。

以上が、村の対応の概要ですが、今後も政府や北海道が発表する感染情報、要請事項などを確認しつつ、村内での感染防止対策を徹底して実施していくことで、村民の皆様の大切な命と健康を守っていく所存です。

泊村特別養護老人ホームむつみ荘の監査結果による改善状況報告書の提出について

既に、令和2年1月29日、2月20日開催の泊村議会総務経済常任委員会にてご報告申し上げておりますが、泊村特別養護老人ホームむつみ荘における施設サービスマニュアルの未作成に係る監査結果については、本年1月28日に知事からの勧告1通、後志総合振興局長から通知2件を受領し、改善指示を受けました。

2月27日に、村から改善状況報告書を後志総合振興局へ提出してあります。

今後、指定管理法人に法令遵守を求めていくとともに、村としても利用者・ご家族の方が安心してサービスマニュアルが受けられるよう、利用改善を定期的に確認し、再発防止に努めてまいります。

令和元年度泊村原子力防災訓練の実施結果について

令和2年2月6日・13日の2日間、北海道と泊村を含む後志13町村共催による原子力防災訓練を実施致しました。

泊村からは、住民と職員合わせて述べ208人が参加しました。

1日目は、国・北海道・関係町村等をTV会議システムで繋ぎ、災害対策

教育行政報告

森 教育長

学校教育関係

冬休み中の取組みとして、児童生徒の学力向上を図ることを狙いに、学習会を開催し、泊小学校では2日間、延べ117名、泊中学校では2日間、延べ38名の児童生徒が参加し、学習に励みました。

3学期がはじまり、インフルエンザについては、幸いにも泊小・中学校とも今年ほとんど罹患者がありませんでしたが、新型コロナウイルスの世界的な流行をふまえ、3学期はじめより、小中学校とも予防対策の徹底を図ってまいりましたが、集団による感染の拡大を防ぐために、村長から報告がありましたように、3月24日まで、つまり春休み前まで小学校・中学校とも臨時休校の状況にあります。

この間、小中学校では、2～3日おきに健康や学習状況について、担任と保護者や児童生徒とで連絡を取り合ってきました。

児童生徒には、なるべく外出を避けること、手洗い・うがいを徹底すること、学校から与えられた課題に取り組むこと等を指示してきているところであります。

学校を分けて登校させる「分散登校」

汚水処理施設共同整備事業（通称MICS事業）の施設完成について

MICS処理施設は「岩内地方衛生組合衛生処理場」の老朽化等に伴い整備したもので、汚水処理に共通する工程を各自自治体単独で実施するよりも岩手4町村共同で行うことが効率的なため、下水処理と共同で処理可能な汚水処理施設共同整備事業（通称MICS事業）として、平成29年度から事業着手し、総事業費は約7億8千万、うち泊村の負担額は約3900万円であります。

設置場所は、岩内・共和下水道管理センターの隣接地であり、工事は昨年の12月に完成しており、1月から3月までの試験運転を経て、4月1日から本格稼働する予定であります。

本村においては、泊地区から堀株地区までの公共下水道では、全て村の施設で処理できますが、処理できない盃浄化センターの汚泥と下水道に未加入の事業所及び個人宅の汚水を運搬し処理することになります。



とまり議会だより

本部の運営に関する意思決定訓練を実施しました。併せて、オフサイトセンターに設置された現地本部に副村長以下職員を派遣し、当日初めて付与される訓練想定に沿って行動するブライント訓練も実施致しました。

2日目は、札幌市と黒松内町への広域避難訓練を実施し、村民185名が参加しました。

なお、この訓練では、IP無線機を活用して、役場本部職員とバス責任者を適時繋ぎ、本部が入手した避難経路の道路状況やバス周辺の情報など相互に交換し、スムーズな避難になるよう努めました。

また、避難先のアパホテル札幌では、参加住民の宿泊体験に加え、地域学習会を開催し、避難計画や村の防護措置に関する学習の場と致しました。

今後も訓練を重ね、防災意識の高揚と防災対策に関する理解促進に一層取り組んでまいります。

令和元年度消費活性化事業について
（冬季プレミアム商品券発行事業実績状況）

本村の経済環境が依然として厳しい状況にある中、村外への購買力流出を阻止し、地域商工業の消費拡大と活性化を図ることを目的として、現在、冬季のプレミアム商品券発行事業を実施しております。

【事業内容】

※一セット12千円の商品券を10千円で販売し、1人5セットを家族購入分できる。

○発行総数（セット数）6千セット
令和元年12月2日～

○販売期間 令和2年3月31日

○使用期限 令和2年3月31日

○取扱店 村内商店 52店舗
3月2日現在の販売数は4981セット。販売予定総数が6千セットですので、販売率83.02%となっています。

また、販売額59,772千円に対して、換金額は52,745千円であり、換金率は88.24%となっております。

夏季事業を含めた今年度の事業全体についてご説明させていただくと、プレミアム率を前年同様の2割とし、使用期限を夏季・冬季ともに1ヶ月延長して実施しておりますが、夏季は、販売総数5500セットに対し791セットが残数となり、冬季も同様に残数が発生する見込みであります。

このことから、来年度においては、泊村商工会とこれまでの事業結果を検証し、事業効果を高める方法の検討を十分行った上で、予算内で実施する予定であります。

につきましては、明日11日より、週1回1時間程度、感染予防対策をしつつ行い実施致します。

卒業式につきましては、分散登校の中で、卒業生とその保護者のみの参加を得て、簡略化して実施します。

なお、来賓の祝辞につきましては省略し、村長のメッセージを卒業生一人ひとりに渡していただくことにしております。

この新型コロナウイルスについて、感染拡大の防止をしつかり行うとともに、早期終息を願っているところです。



泊中学校を卒業される15名の進路状況について

既に合格された生徒ですが、小樽双葉高校に1名、飛鳥未来高校に1名が希望通り合格しております。

他の13名の生徒につきましては、岩内高校に10名、小樽潮陵高校に1名、倶知安高校に1名、真狩高校に1名受験しており、現在、全員合格を願っているところです。

社会教育関係

1月4日、新成人17名の参加のもと、成人式が盛会に行われました。

今回は、記念講演の後、これまでの激励会から新成人の集いに変えて行っております。

1月25日には、親子レクチャー教室でALTのエイリン先生を講師に「英語でクッキング」を開催、英語の会話を取り入れながら料理をつくる内容で、20数名の親子が参加し、盛会に終えています。

2月以降に予定されていた寿大学の学習会や修了式、スマホの講座や諸会議等については、新型コロナウイルスの関係で、全て中止及び延期してまいりました。

なお、今年度スポーツ・文化活動で活躍された方々につきましては、2月7日に表彰審議会を開催し、スポーツ関係で13名、文化活動面で18名の皆さんの受賞が決まり、表彰は各学校で行っていただくことしております。

管理する施設の利用状況

『とまりアイスセンター』

2月末現在の利用者数は、17,958名で、前年対比856名の増となっております。

審議した議案

泊村副村長の選任に付き同意を求めることについて……………原案同意

泊村副村長として、加藤 哲朗氏が満場一致で同意されました。

泊村教育委員会教育長の任命に付き同意を求めることについて……………原案同意

泊村教育委員会教育長として、高山 誠氏が満場一致で同意されました。

村道の認定について……………原案可決

今年度施工予定の新茅沼左岸通線改良工事に伴い、茅沼郵便局から新茅沼左岸通線に通じる新たな路線を整備するにあたって村道に認定するものであります。

村道路線の変更認定について……………原案可決

新茅沼左岸通線改良工事に伴い、線形変更及び南山橋を解体したこと、茅沼下通線及び茅沼中通線は、茅沼一号橋と茅沼二号橋をそれぞれ解体したこ

と、茅沼公民館通線は、改良工事に伴う路線整理により、道路延長を変更するものであります。

条例制定

泊村総合計画策定条例の制定について……………原案可決

総合計画はこれまで、地方自治法第2条第4項の規定により、各町村において策定が義務付けをされておりましたが、平成23年度に法律が改正され、総合計画の策定においては各町村の判断となりました。策定する場合は、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決を経て条例を定めることとなつているため、令和3年度より始まる第5次泊村総合計画を策定するため条例の制定です。

条例改正

乳幼児及び児童生徒医療費助成に関する条例の一部改正について……………原案可決

子育て支援の一環として、乳幼児及び児童生徒の保健の向上と福祉の増進を図るため、対象者の上限を15歳から18歳に引き上げることとする条例の一部改正であります。

泊村簡易水道事業設置条例の一部改正について……………原案可決

令和2年度より泊浄水場前処理施設新築工事に伴い、浄水処理工程が一部追加となることから、昭和58年度に認可を受けた簡易水道事業の認可変更を行ったことによる条例の一部改正であります。

補正予算

令和元年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第5号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ69,552千円を減額し、総額4,249,057千円としました。

【歳入の主なもの】

・原子力発電施設立地地域共生交付金(泊浄水場改修工事業業確定に伴う減額) 32,700千円減

【歳出の主なもの】

・簡易水道事業特別会計繰出金(泊浄水場改修工事業業確定に伴う減額) 32,700千円減

・財政調整基金積立金 85,033円増

令和元年度古宇郡泊村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ4,549千円を追加し、総額48,400千円としました。

【歳入の主なもの】

・過年度広域連合支出金 4,683千円増

・その他一般会計繰入金 3,224千円減

【歳出の主なもの】

・国民健康保険基金積立金 4,842千円増

令和元年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ32,700千円を減額し、総額400,385千円としました。

【歳入の主なもの】

・一般会計繰入金(歳出の減による減額) 32,700千円減

※歳出は、事業確定による工事請負費の減額。

令和元年度古宇郡泊村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ1,340千円を減額し、総額46,252千円としました。

【歳入の主なもの】

・一般会計繰入金(歳出の減による減額) 1,340千円減

※歳出は、事業確定及び決算見込みによる不用額の減額。

令和元年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ18,702千円を減額し、総額342,418千円としました。

【歳入の主なもの】

・一般会計繰入金(歳出の減による減額) 10,331千円減

※歳出は、事業確定に伴う委託料及び工事請負費の減額。

令和元年度古宇郡泊村後期高齢者特別会計補正予算(第1号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ951千円を追加し、総額29,675千円としました。

【歳入の主なもの】

・現年度保険料 2,168円減

※歳出は、広域連合事務費及び保険料等負担金の確定による増額。

新年度予算

令和2年度古宇郡泊村一般会計予算……………原案可決

4,055,000千円

令和2年度古宇郡泊村国民健康保険特別会計予算……………原案可決

44,140千円

令和2年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計予算……………原案可決

314,992千円

令和2年度古宇郡泊村集落排水事業特別会計予算……………原案可決

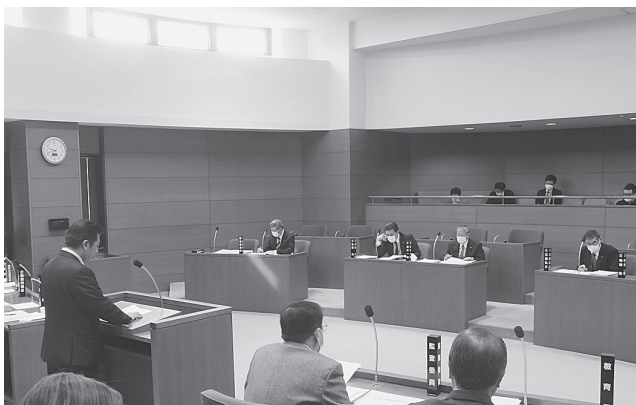
60,996千円

令和2年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計予算……………原案可決

371,355千円

令和2年度古宇郡泊村後期高齢者医療特別会計予算……………原案可決

31,443千円



決 議

3月の定例会で次の決議を採択しました。

「民族共生の未来を切り開く」決議

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生致します。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」等からなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光等の地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待されております。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところであります。

よって、泊村議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、泊村民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明致します。

令和2年3月13日

北海道古宇郡泊村議会

一 般 質 問

滝本 一訓 議員

□民間企業が経営しているアパートに

助成が続いていることについて

又村の公営住宅の助成廃止してからの

ことについて

飯田 有一 議員

□温泉入浴施設について

滝本 一訓 議員

民間企業が経営

しているアパート

に助成が続いて

いることについて

又村の公営住宅の助成廃止

してからのことについて



五番 滝本一訓です。

民間企業が経営しているアパートに

助成が続いていることについて、又、

村の公営住宅の助成廃止してからのこ

とについて、一般質問しますので宜し

くお願い致します。

同じ泊村村民でありながら、民間ア

パートには助成があり、村の公営住宅

に入っている人には、助成がなくなり

不公平ではないかと多くの村民からの

声があります。村長はどう思いますか、

お伺い致します。

前村長は、民間アパートの負担関係

については、段階的に下げていく必要

があるかと話をしていたが、村長はど

う思いますか、お伺い致します。

村の公営住宅に住んでいる住民に対

する助成を廃止してから、多くの人が

泊村から出ていきました。

活気のない泊村になってきていると

思います。

泊に住んでも仕事がない。

公営住宅の家賃が高くなったので、

泊村から出ていくという話がいまもあ

ります。

村長どう思いますか、お伺い致しま

高橋 村長

おはようございます。

それでは、滝本議員のご質問にお答

え致します。

公営住宅については、低所得者のた

めの住宅として公営住宅法に基づき村

が希望者に貸与しているところであり

ます。

また、この家賃については、公営住

宅法に定められた算定基準に基づき一

律に決定されるものであり、村はこの

算定に關与できません。

このことから、村は公営住宅に家賃

助成することで、定住促進策としてい

ましたが、北海道から「収入超過者や

高額所得者への家賃助成をすることは

公営住宅法の精神に反する」と指摘を受け、村として一年間の猶予期間を経て、平成三十年度にやむなくこの制度を廃止したところであります。一方で、民間住宅に居住される方に対しては、定住促進策として助成を継続しており、廃止された公営住宅の家賃助成との関係で、村民に不公平感があることは私も存じております。

人口減対策は、村の重要課題であります。

定住促進策として、公営住宅の家賃助成が法律上不可能であるならば、他の方法でこれを食い止めていくしかありません。

私としては、村がこれまで実施してきた様々な定住促進策に加え、本議会に条例案で上程しております、医療費の無料化年齢の十八歳までの拡充や給食費助成など新たな対策に加え、村民に活用を促すほか村外にも広くアピールし、村への転居を進めることで、何とか人口減に歯止めをかけたいと考えております。

なお、民間住宅の段階的な減額につぎましては、来年度策定する第五次泊村総合計画の策定の中で、広く村民のご意見を伺った中で慎重に検討してまいりますと考えておりますので、宜しくお願ひ申し上げます。

滝本一訓議員（再質問）

公営住宅、違法なことで廃止になったというのはわかるんですけども、ますますこういうことを続けていくならば、人口が減っていくんでないかなと思います。

泊の民間アパートが八万円、岩内の新築アパートが六万五千円、泊は村からの助成金が五万円、泊は村が三万円、これでは、村民が不公平過ぎると多くの村民のいうのも理解出来ません。

多くの村民からは、村からの助成金が三万円、本人負担が五万円、泊というならわかるという話がたくさんありますが、村長はどう思いますか、お伺い致します。

村の公営住宅の空きが二十軒とのことだが、家賃含めて何らかの対策を考えていかなければならないと思うが、村長はどう思いますか、お伺い致します。

高橋村長

それではお答え致します。

まず一点目の政策をどうするかというところでございますが、先程、答弁でも答えましたように第五次総合計画の中で、広く村民のご意見を伺った中

で、慎重に検討してまいりたいというところでございます。

私、一月に就任して、今、議論もなしに、ここで「止めますよ」というような軽はずみな発言はできませんので、来年度、皆さんのご意見を伺った中で慎重に検討してまいりたいと思います。

次に、二点目の泊村の家賃が八万円、その岩内が六万五千円というところでありますが、なかなか岩内の住宅と泊の住宅、建築方法も違いますし、一概にそういうことはちよつと言えないんでないのかなと、私はこのように思っております。以上です。

滝本一訓議員（再質問の続き）

議長ちよつと。

なんていうのか、今、村長さんからの答弁漏れつていうのか、私の聞き間違いかわかんないけども、空きが二十軒あると、そのことを話してなかったんでないだろうか。

高橋村長

あのですね、それはまた、これから、いろいろ検討していかなきゃならないんですけども、今、空家三年間続くとです、みなし特公賃つていって、国に申請すると特公賃つていう家賃が変

動しないような家賃設定もできるようなつてるんで、今、建設水道課の方で、そういうような動きも、申請してですね、国から許可が得られれば、その一戸なんですけども、それも、変動しない家賃に変えられると、そういうところも検討しながら、それと各町村でもやっております民間住宅、民間事業者がアパートを建てる時に、村が補助するだとかそういうようなことも考えていきたいと思っております。

いずれにしても、泊村は、公営住宅の管理戸数が村の規模にしては多過ぎるのが実情であります。ですから、一般住宅、公営住宅、民間住宅、そこあたり辺がバランスとれた中で、住宅政策を進めていけばいいのかなと思っております。以上です。

滝本一訓議員（再々質問）

これから、いろいろこういう民間アパートのことも、村長は検討していかつていうことですので、一般質問は私2回目です。

村民は、このようなお金の使い方、仕事の仕方ではだめだという話が私に寄せられます。前村長と民間アパート業者と覚書を交わしてると。

村長、前村長が業者と交わした覚書を交わしたのは、村長が代わったので、どうなりますか伺います。

それから、公営住宅の家賃助成がな

くなり、前村長は村から人が出ていても仕方がないと言っていたが、家賃助成を含めて何らかの対策をとっていかなくつたら、老人だけの村になっていくのではないかと思うが、村長どう思いますか、お伺い致します。

宇留間議長

滝本議員、今の話につきましては、基本的に一般質問からちよつとずれるのであれなんですが、ただ、今までの流れとして、前村長の部分と今の村長とのやり取りの部分は明確になってませんので、これについては、今、村長には、村長が今の立場で答えられる部分で答弁をさせますので、それで、ご了解いただきたいと思います。

(滝本議員、「はい、わかりました。」の発言あり)

答えられる範囲でいいです。村長、答えて下さい。

答えれなかつたら、答えないでいいので。その中身でなくて、今の部分について、村長が、今、答えれる範囲で、わからない、了解してないんでなければそれでいいですし、今の話で明快に一言答えてやれば結構です。

高橋村長

それでは、お答え致します。その前村長とその業者の覚書についてのは、私、前村長との引継ぎの中で、そういうことはありません、なかつたもんですから、詳しくは私は承知しておりません。

ですから、今、滝本さんにお答えする答弁は、私は、その前村長から引継ぎを受けておりませんので、これ以上のお答えはできないところでありまして以上です。

宇留間議長

滝本議員宜しいですか。三回は終わりましたので、これで、一般質問としては終わらせていただきます。

滝本一訓議員

どうもありがとうございます。

宇留間議長

はい、お疲れさまでした。

飯田 有二 議員

温泉入浴施設
について



二番 飯田です。宜しくお願いします。

質問の前にですね、高橋村長において、初議会なので、この間の就任の挨拶に一言こちらの方からもエールを送りたいと思いますので、ちよつと時間下さい。

このたびの村長就任おめでとうございます。

執行方針に述べられております、『誰もが将来に希望が持てる「安心」と「希望」のある村づくりを推進致します』とあるように、目指すは一緒で、お互い住民の幸せのため切磋琢磨して、行政・議会を進めてまいりましょう。以上です。

それでは、質問に入ります。

温泉入浴施設の建設についてですが、住民の関心が高いということで取り上げました。

モイワ荘が解体してから四年、住民の健康維持・交流の場として大変重要な施設と思っております。

今、泊地区でカフェ「とまり」を実施しておりますが、毎回三十名から

四十名ほどの住民が集まっており、皆さんイキイキとして交流しております。

このような交流の場としての温泉入浴施設ができることを住民は大変待ち望んでおります。

執行方針の中では、資源エネルギー庁の補助事業を活用して調査をしたところ、風力と温泉熱が利用の可能性が高いとの結果、今年度は、この二つを軸に事業化に向けて精査をして行くと言っておりますが、温泉入浴施設については触れておりません。

村長は、温泉入浴施設について、どのように考え、取り進めていくのか、お伺い致します。

高橋村長

それでは、飯田議員のご質問にお答えさせていただきます。

温泉入浴施設の建設につきまして、執行方針の中で、簡潔に説明させていただきますが、現在調査中

である村の再生可能エネルギー賦存量調査の中で、温泉熱の活用方法の一つとして検討してまいります。

この温泉源は温泉入浴施設としてのみならず、複数の活用方法が考えられます。

健康増進施設としての活用する方法もありますし、陸上養殖施設として活用する方法も考えられます。

いずれにしても限られた村の資源である温泉源をどう活用するかは、村民の皆様や村の将来にとっても極めて重要な問題でありますので、慎重な検討が必要であります。

私も選挙を通じて、温泉入浴施設についての村民の皆さんの声は、十分認識しておりますので、その中で、私は



もいわ荘 跡地

四年間で、任期の四年間の中で方向性を示すと、こういうふうにお話しさせていただきましたことから、今後、方向性を示すためのご意見や検討する場を設けることを考えてまいりたいと思っておりますので、宜しく申し上げます。

飯田有二議員

わかりました。

前村長の時は、ちよつとなかなか前に進まなかったもので、今後、この温泉施設については、いろいろ皆さんの意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

令和2年
第1回臨時会
会期 5月8日

報告(専決処分)

専決処分の承認を求めることについて(泊村国民健康保険条例の一部を改正する条例)……………原案承認

令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることに伴い、関連条文の改正を行うものです。

専決処分の承認を求めることについて(泊村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)……………原案承認
北海道後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症等に対する傷病手当金の取扱を行うため、4月10日に北海道後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したことに伴い、関連条文の改正を行うものです。

専決処分の承認を求めることについて(令和2年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第1号))……………原案承認
新型コロナウイルス感染症予防対策のためマスクや消毒用アルコール等消耗品の購入及び泊村総合戦略策定に係る学術コンサルティング料を増額し、財政調整基金積立金を減額しました。
歳出のみの補正であり、予算総額の4,055,000千円に変更はありません。

【歳出の主なもの】

- ・ 新型コロナウイルス感染症予防対策
消費品購入代 2, 889千円増
- ・ 泊村総合戦略策定に係る学術コンサルティング料 1, 000千円増
- ・ 財政調整基金積立金 3, 889千円減

条例改正

泊村条例等の一部改正について……………原案可決
……………
地方税法等の一部が改正されたことに伴い、規定の整備等関連条文の改正を行うものです。

泊村固定資産評価審査委員会条例の一部改正について……………原案可決
……………
行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関連条文の改正を行うものです。

令和2年度泊村一般会計補正予算（第2号）……………原案可決
 歳入歳出それぞれ164,207千円を増額し、総額4,219,207千円としました。

【歳入の主なもの】

・特別定額給付金事業費補助金

160,000千円増

・子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金
 1,770千円増

【歳出の主なもの】

・特別定額給付金

160,000千円増

・子育て世帯臨時特別給付金

1,770千円増

・泊村地域応援券（ムーンコン券）交付負担金
 27,000千円増

寄付行為の禁止

議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。
 ご理解をお願いします。

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。
 臨時会は、必要に応じて随時開きます。

※ 次回定例会は、6月中旬開会の予定です。

◎ 傍聴される方は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスクの着用をお願いしております。
ご協力をお願い致します。

議 会 日 誌

令和2年2月1日～
令和2年4月30日

2月

- 1日 元共和町議会議長 井田一則殿
葬儀参列 (宇留間議長参列)
- 7日 例月出納検査
(沼畑・鎌田委員出席)
- 12日～13日
後志町村議会議長会定期総会並
びに行政懇談会
- 18日 後志町村等監査委員協議会令和
元年度第2回研究協議会
(札幌市 沼畑・鎌田委員出席)
- 19日 北海道町村等監査委員協議会第
73回定例会
(札幌市 沼畑・鎌田委員出席)
- 20日 総務社会常任委員会
(全委員出席)
- 23日 後志地域まちづくり学習会
第14回「村田のりとし新春の集
い」(札幌市 宇留間議長出席)

3月

- 3日 議会運営委員会 (全委員出席)
- 6日 例月出納検査
(沼畑・鎌田委員出席)
- 10日 第1回泊村議会定例会 (開会)
(全議員出席)
- 12日 第1回泊村議会定例会 (再開)
(全議員出席)
- 13日 予算特別委員会 (全委員出席)
第1回泊村議会定例会 (再開・
閉会) (全議員出席)
- 23日 令和2年第1回岩内地方衛生組
合議会定例会
(岩内町 飯田・滝本議員出席)
令和2年第1回岩内・寿都地方
消防組合議会定例会
(岩内町 三浦議員出席)
- 26日 令和2年後志教育研修センター
組合議会第1回定例会
(倶知安町 長尾議員出席)
- 28日 後志広域連合議会運営委員会
令和2年第1回後志広域連合議
会定例会
(倶知安町 宇留間議長出席)

4月

10日 例月出納検査
(沼畑・鎌田委員出席)

お 願 い

行事案内など、議長宛の文書は
議会事務局へお届け願います。

編 集 後 記

「議会だより」第176号をお届け
いたします。

今回は、令和2年3月の第1回定例
会と令和2年第1回臨時会を中心
に編集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議
会活動もご理解を深めていただ
きたいと思っております。

また、議会だよりに対するご意見
・ご要望等がございましたら、遠慮
なく議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文宣
吉田 茂樹
長尾 透
三浦 弘文